

事業場外労働のみなし労働時間制に関する決議（例）

〇〇社〇〇工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第38条の2第2項に定める事業場外労働のみなし労働時間の決定に関し、次のとおり決議する。

なお、本決議の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

1 従業員が、労働時間の全部又は一部について事業場外で次に掲げる業務に従事し、労働時間を算定し難い場合は、次に掲げる時間労働したものとみなすものとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 営業 (〇〇地区) | 〇時間 |
| (2) 営業 (〇〇地区) | 〇時間 |
| (3) 営業 (〇〇地区及び〇〇地区以外の地区) | 〇時間 |

(中略)

○ 本決議の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

(以下略)